

Ⅸ [公共物保全関係]

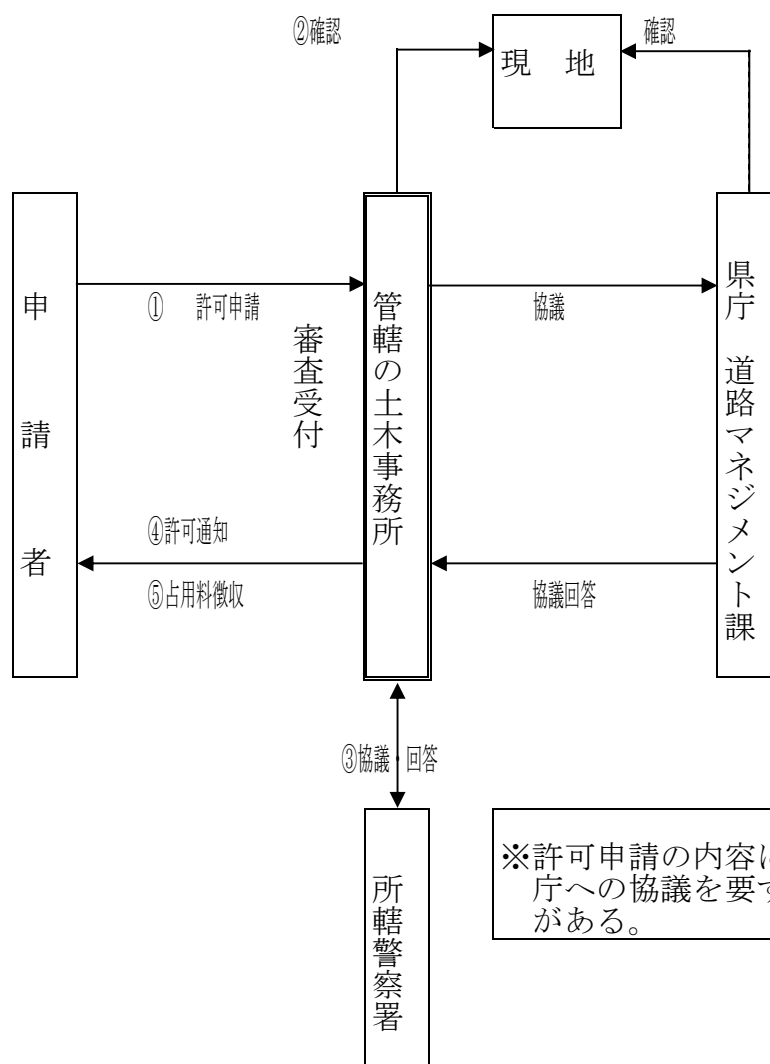
1 道路の占用許可

令和8年4月1日現在

根拠法令	道路法（第32条）	担当課 担当係	道路マネジメント課 道路管理係 0742-27-7499
制度の概要	道路に電柱、電線等の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては道路管理者の許可を受けなければならない。		
目的	道路には、道路管理上必要な施設、工作物以外は設置できないこととされているが、その管理上支障とならない範囲でやむを得ない場合に限り例外的に目的外使用を許可することにより道路を構造上安全で常時良好な状態に維持することを目的とする。		
対象地域	高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の区域		
規制内容	1 道路とは 道路の敷地のほか、トンネル、橋等の道路と一体となってその効用を全うする道路施設及びガードレール、街灯等の道路の付属物 2 道路管理者の許可を要する行為 道路に次に掲げる工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可が必要 (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便ポスト、公衆トイレ、広告塔等の工作物 (2) 水道管、下水道管、ガス管等の物件 (3) 鉄道、軌道等の施設 (4) アークード、雪よけ等の施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽等の施設 (6) 露店、商品置場等の施設 (7) その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件または施設で政令で定めるもの		
許可等の基準	1 道路管理者は、下記の基準を満たす場合に限り許可を与えることができる。 (1) 道路占用物件は、上記「規制内容」欄の2の(1)から(7)までに掲げる工作物等であること。 (2) 道路の敷地外に余地がないこと。 (3) 道路占用期間、占用場所、占用物件の構造、工事实施の方法、工事の時期及び道路の復旧方法が政令で定める基準に適合すること。 2 交通が著しくふくそうする道路または幅員が著しく狭い道路について、道路管理者が車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合に、道路占用を禁止または制限した区域においては、上記の許可基準にかかわらず、許可を受けることができない。 3 道路占用許可を受ける者は、高速自動車国道又は指定区間内の一般国道の場合は政令、それ以外の道路の場合は道路管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、道路占用料を納付しなければならない。		

手続のフロー図

道路法の規定による道路占用許可申請
1 一般国道（指定区間外）及び県道の場合



2 一般国道（指定区間）の場合
奈良国道事務所の担当課に問い合わせること。

3 市町村道の場合
各市町村の担当課に問い合わせること。